

令和元年度第2回理事会  
議事録

令和元年12月20日（金）

公益財団法人武蔵野市福祉公社



## 令和元年度 第2回 公益財団法人武蔵野市福祉公社理事会議事録

1. 開催日 令和元年12月20日(金) 午後1時30分から午後3時30分まで
2. 会場 本部事務所1階 会議室
3. 理事の現在数 6名(定足数 4名)
4. 出席者  
理事長(議長) 萱場 和裕 常務理事 小島 一隆  
理事 安藤 真洋 理事 黒竹 光弘  
理事 千種 豊(13:42入室) 監事 安田 大
5. 欠席者 理事 大野 壽三枝 監事 大久保 実
6. 傍聴者 なし
7. 議事日程  
日程第1 議案第11号 公益財団法人武蔵野市福祉公社職員給与規程の一部を改正する  
規程について  
日程第2 議案第12号 公益財団法人武蔵野市福祉公社本部事務所建て替えに伴う特定  
資産取得資金の積立てについて  
日程第3 議案第13号 令和元年度老後福祉基金の一部取崩しについて  
日程第4 議案第14号 令和元年度補正予算(第1回)について  
日程第5 議案第15号 令和元年度第2回評議員会の開催について  
日程第6 報告事項1 理事長及び常務理事の職務執行状況について  
日程第7 報告事項2 情報システム更新について  
日程第8 報告事項3 公益法人立ち入り検査の実施について
8. 議事録作成者 理事長 萱場 和裕

9. 議事録署名人 理事長 萱場 和裕  
監事 安田 大

## 10. 議事の経過及び結果

萱場理事長より、傍聴希望はなく、出席理事4名、定数6名につき、定款第35条により過半数4名を満たしており、理事会の成立が宣言された。定款に基づき、議事録署名人は、理事長と出席した監事1名とし、議事の審議に移った。

### 日程第1 議案第11号 公益財団法人武蔵野市福祉公社職員給与規程の一部を改正する規程について

小島常務理事兼事務局長から、提案理由についてここ数年、日本国内では風水害や地震などの災害が多発している状況であり、危険を伴う風水、火災、地震等の非常時における緊急対策のために出動し、当該勤務に従事した場合に手当を支給することのほか、所要の改正を行うため、承認を求めるものである、と説明がなされた。

新谷総務課長から改正内容の詳細について次のとおり説明がなされた。第5条は、規程の「程」の字句の改正である。第19条の2は、超過勤務手当等に関する規程の適用除外条項について、第20条の住宅手当も含むことから、第20条の2に移動したものである。別表第4は、特殊勤務手当に緊急出動を追加した。風水、火災、地震等、非常時における緊急対策のために出動した場合に、1回1,500円、支給するものである。

途中（13:42）千種理事が入室した。

議案第11号について、理事及び監事から質疑意見はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認された。

### 日程第2 議案第12号 公益財団法人武蔵野市福祉公社本部事務所建替えに伴う特定資産取得資金の積立てについて

### 日程第3 議案第13号 令和元年度老後福祉基金の一部取崩しについて

### 日程第4 議案第14号 令和元年度補正予算（第1回）について

萱場理事長から一括審議の申出がなされ、他の理事及び監事から異議なく一括して審議する

こととした。

小島常務理事兼事務局長から、本3議案は、本部事務所を建替えることを目的として、特定資産取得資金を積立てるための議案であると説明がなされた。「日程第2 議案第12号 公益財団法人武蔵野市福祉公社本部事務所建替えに伴う特定資産取得資金の積立てについて」は、暫定的に5年後をめどとし建替え計画を検討した。現在と同程度の建物を再調達する場合の必要額を算定した。特定資産取得資金として、今年度から積立てを行いたい。「日程第3 議案第13号 令和元年度老後福祉基金の一部取崩しについて」は、特定資産取得資金の積立金は、老後福祉基金の一部を取崩して充当するため、承認を求めるものである。「日程第4 議案第14号 令和元年度補正予算（第1回）について」は、投資活動収入の部、老後福祉基金取崩収入について、本部事務所建替準備資金積立支出に充当するため、1734万4000円の取崩しを行い、投資活動支出の部、本部事務所建替準備資金積立支出として、同額の1734万4000円を支出するため、令和元年度予算の補正を行うものである。

議案第12号、議案第13号及び議案第14号について次の質疑応答があった。

黒竹理事 本部事務所建替えの計画について現在の状況を知りたい。

小島常務理事兼事務局長 事務局レベルで、市民社会福祉協議会と今後の進め方について協議をしているところである。

黒竹理事 計画段階において設計事務所などの専門家を関与させる考えはあるのか。

小島常務理事兼事務局長 来年度、実施計画に当たっての委員会を立ち上げたいと考えている。その中で設計事務所など専門家に相談する体制を整備したいと考えている。

安田監事 第14号、補正予算について、補正額が入っているのに、補正後の予算額の数字がふえてない。数字が間違っているのではないか。増減の合計は合っているが。

小島常務理事兼事務局長 申しわけない。修正したものとして審議していただきたい。

ほかに理事及び監事から質疑意見はなく、議案第12号及び議案第13号は原案のとおり、議案第14号は一部修正のうえ、1件ずつ採決の結果、全会一致で本3案は承認された。

## 日程第5 議案第15号 令和元年度第2回評議員会の開催について

小島常務理事兼事務局長から、提案理由について、定款第13条の規定により、「評議員会は定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催

する」とされており、第18条の規定により、「評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する」とされていることから、別紙議事日程（案）のとおり開催することについて、承認を求めるものである、と説明がなされた。

議案第15号について、理事及び監事から質疑意見はなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり承認された。

## 日程第6 報告事項1 理事長及び常務理事の職務執行状況について

萱場理事長から、6月の令和元年度第1回理事会で報告して以降、今日までの職務執行状況について、次のとおり報告された。

既に報告しているとおり、市と福祉公社との関係において、人材育成センター、成年後見制度利用促進中核機関など、市が行うべき業務を公社の専門性を生かした受託事業が増えており、公社の役割が従来の行政の補完機能から、市内事業者等の調整機能の代行・代替まで拡大してきている。他方、大きな流れとして、高齢者から障害者、生活困窮者など、サービス対象も広がってきている。

成年後見制度においては、親亡き後の知的障害者の支援を担っていかなければならない。生活困窮者自立相談支援相談事業や、生活保護受給者金銭管理事業の利用者は、精神障害や発達障害を初め、さまざまな要因による生活課題を抱えている。また、ホームヘルプセンターにおいては、障害者自立支援法の居宅介護サービス事業の利用がふえており、障害者の特性について社会福祉法人武蔵野の職員から研修を受けるなど、他の団体との連携も進めている。

また、知的障害者の親の会である「山彦の会」が、成年後見制度の利用促進を目的に立ち上げられた、NPO法人こだまねっとの理事に私が就任したのも、このような対象の広がり他団体との連携を意識してのことである。

公社の役割が、補完から代行・代替に広がり、利用者がさらに高齢者から障害者、生活困窮者へと広がることは、市から、また、市民からの要請であると受けとめていかなければいけない。これら時代の要請により、福祉公社の役割が変わりつつあることを意識した運営を担っていきたい。

職員体制について、総合職の新規採用は控え、一般職・専門職として採用し、優秀な方について総合職にキャリアアップさせていきたいと思っている。登録ヘルパーについても、常勤ヘルパーをふやし、常勤ヘルパーからサービス提供責任者にキャリアアップする仕組みにしていく。

また、生活困窮者自立相談支援事業並びに生活保護受給者金銭管理事業の利用者の増加、新たに成年後見制度利用促進中核機関を受託する予定になっていることから、社会福祉士等の増員も考えている。このため、退職等により欠員になっている介護職員と合わせて、6月から9月にかけて、再三、職員募集を行い、土日、平日、夜間と面接を行い、11月までに3名雇用し、さらに1月に1名、4月に1名採用する予定をしている。なおかつ、介護職2名、看護師1名、社会福祉士1名、ケアマネージャー1名を募集しているが、なかなか応募が少ない状況で苦戦している。

働き方改革の取組みにおいては、年間5日以上休暇取得は何とか達成できる見込みになっている。公社の最大の財産は職員であるので、職員の健康を守り、働きやすく、風通しのよい職場環境をつくっていくためにも、しっかりした労働環境の改善に取り組んでいく。

デイサービスの祝日開所については、既に報告したように、今年度ゴールデンウィークの10連休期間は、日曜以外全て開所することができた。ほぼ通常と変わらない利用者数で、改めて、祝日開所のニーズが高いことを実感した。その他、9月16日（敬老の日）も開所し、年末の12月30日（月）開所する予定で準備をしている。来年の祝日については、ゴールデンウィーク以外に、オリンピックの関係で変則な連休が予定されているようなので、引き続き、祝日開所に取り組んでいきたい。

平成31年度予算事業計画の重点項目になっている、情報システムの更新による生産性の向上については、予定より大分遅れたが、9月に数回、事業者によるデモンストレーションを見学し、9月13日・17日の2日間に、事業者によるプレゼンテーションを見た上で、プロポーザル方式により事業者を決定した。11月5日に、キックオフミーティングを行い、よりよいシステムが構築できるよう、事業者と公社職員、力を合わせていきましょうと挨拶をした。

生活困窮者自立支援相談事業や、生活保護受給者金銭管理事業の利用者は、精神障害や発達障害初め、さまざまな要因で、多様な生活課題を抱えており、職員の負担が大きくなり、成年後見や地域福祉権利擁護事業などの事業に支障が出てしまうと担当の職員からの訴えがあった。10月10日に権利擁護センターのほぼ全員に近い職員を集めて、ヒアリングを行い、それぞれの訴えを聞き取り、権利擁護センターの人員増が必要という判断をした。同月25日に森安健康福祉部長、毛利生活福祉課長に面会し、実情を説明するとともに、人員増のために令和2年度の単価アップを求めたが、残念ながら見送られてしまった。当面、赤字覚悟で社会福祉士を確保していきたい。

10月25日に、公社各部署の取組みを発表する事業報告会を、高齢者総合センターで開催した。

11月23日には、恒例のケアリンピック武蔵野が開催され、「持ち上げない介護」というテーマでプレゼンテーションを行った、私どもホームヘルプセンターが最優秀賞を獲得することができた。

12月10日に、東京都による公益法人の立ち入り検査があった。私から公社の沿革、組織、事業などの概要を説明した後、ガバナンス、財務、事業の3つに分かれてヒアリング、並びに、事務所の備え置き書類、通帳、印鑑等の保管状況の確認が行われた。

続いて、小島常務理事から、職務執行状況の報告がなされた。

武蔵野市で、令和2年度から令和5年度までの4年間を計画期間とする成年後見制度利用促進基本計画を作成することとなり、私が策定委員会の委員の一人として参画している。成年後見制度利用促進基本計画とは、平成28年5月に成年後見制度の利用促進に関する法律が施行され、翌29年3月には、国の成年後見制度利用促進基本計画が策定され、これにより利用者がメリットを実感できる制度運用へ進めるとともに、市町村は地域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとなり、作成するものである。6月4日に第1回、8月27日に第2回、10月16日に第3回の委員会が開催され、中間のまとめを作成し、現在、パブリックコメントを実施している。中間のまとめ作成に至るまで、主管課である地域支援課との打合せや中間のまとめの確認などを行った。計画では、基本目標を、生涯を通じて本人意思が尊重され、安心して自分らしく暮らせるまちとし、3つの基本方針、1つ目が利用者とその家族誰もが安心して利用できる制度の運営と周知。2つ目がその人が望むその人らしい生活を継続的に支援する体制を整備。3つ目が成年後見制度のネットワークを市と福祉公社を中核機関に据え、強化を掲げた。私からは、市と福祉公社で中核機関になるということで、役割分担の明確化を求めた。

地域包括ケア人材育成センターについて、市内外の事業所に勤務する若手介護職の支援を目的とし、情報交換や交流の場として、若者プロジェクト（仮称）をスタートした。毎月1回開催しており、9月13日、10月11日、11月11日、12月13日の計4回開催し、参加者は、15名前後で、活発な意見交換が行われている。私は1回目と2回目に見学した。来年3月21日には、仕事フェアを吉祥寺コピスのデッキで開催する予定で、若者プロジェクトで意見を求めている。正式名称を「プロジェクト若ば」と決定した。また、市内の事業所の管理者や経営者向けの研修として、ハラスメント対応力向上の研修を実施した。9月27日に講演会を実施し、59名の参加者があった。3月10日には、第2弾として、グループワーク形式の研修を予定している。

公社としても安全衛生委員会でハラスメントに関する職員アンケートを実施した。その中で、

利用者から「セクシャルハラスメントを受けた」との回答がかなり多数あった。公社としてもハラスメント対策は必要であり、相談体制等の対応についての検討を、担当者に指示している。

来年度に新たな研修として喀痰等吸引研修を実施する予定にしており、入門編として、喀痰吸引、経管栄養の基礎研修を行っている。講師に武蔵野赤十字病院の看護師、それから、訪問看護師の方に依頼した。11月28日と12月10日に実施し、3回目は来年の1月23日に行う予定である。また、資格を持っていながら従事していない潜在的有資格者向けのチラシを、11月15日の市報に挟む形で、市民に周知した。現在までに20件ほど問い合わせがあり、就職につながったケースもあった。これからも有資格者ばかりでなく、さまざまな周知を行い、介護職、福祉職の拡充に努めたい。

公社と市民社会福祉協議会との事業連携について、9月2日に事業連携推進委員会を開催した。これまでの事業連携の進捗の確認を行った。福祉公社で行っている全体研修や安全性委員会などへの、市民社会福祉協議会の職員の参加を働きかけた。9月に行ったメンタルヘルス研修、10月の事業報告会に参加があった。なお、来年2月に第2回の事業連携推進委員会を開催し、今年度の実施状況についての報告を行う予定である。

10月12日の台風19号上陸の際の公社の対応について報告する。当該台風は、早い段階から上陸が予想されていたので、対応等について事前協議をした。11日の夕方に市から、指定管理施設は中止するよう指示があったため、高齢者総合センターと北町高齢者センターは、中止に伴う対応を行った。ホームヘルプセンターについては、業務を午前中で完了するよう、必要最小限にとどめることで対応した。当日は午前中から風雨が強いなか、3名2チームで10名の利用者宅を訪問し、対応した。

市や、それぞれの事業所で策定している防災計画は、主に震災を念頭に作成されており、台風などの風水害については、対応方法が異なると感じている。職員の身を守りつつ、どのように利用者対応していくか、今後、検討していく。

この間、公社で行わたさまざまな行事などにできる限り参加した。今週は2つのデイサービスのクリスマス会に参加した。また、地域福祉権利擁護事業の担当者のブロック会議の今年度の幹事が福祉公社で、3回の会議と辞令検討会を実施したが、今後も、できる限り現場や担当者が集まる場に足を運びつつ、利用者に寄り添うサービスと、職員の快適な職場環境を提供できるように、よりよい事業運営に努めていきたい。

報告事項1について、つぎの質疑応答があった。

**安藤理事** 「地域共生社会」というお題目の中、福祉事業者のあり方がさまざまに問われて



いる。良いサービスを提供すればよいという時代ではなくなっている。福祉公社と社協はうまく連携し、お互いの強みを生かして関係が必要となっていく。福祉公社や社協が在宅や地域の課題を把握し、それぞれの施設、事業等で行っている地域公益事業をつなげ、地域での役割を果たしていくことができる。今後ともよろしくお願ひししたい。

**萱場理事長** ヘルパーの研修で、障害者の特性について講師を依頼するなど連携をしている。これからも積極的に連携していきたい。

**千種理事** 私はたまたま福祉公社、社協、社福武蔵野3つとかかわりあいを持っている。それぞれお互いの事業を理解し、自分たちの事業を精査し、連携出来ることを見つけてほしい。

**高齢者問題**、いじめ、虐待、保育など人がかかわるもの、子どもからお年寄りまで、すべてにサービスを提供できる、そういうシステムが必要だ。それぞれはよくやっているが、中途半端だったり、足りなかったり。縦割り行政の中で横串を刺しながら、上手に網の目を細かくしていくような役割を果たしてもらいたい。市から事業はどんどん依頼されてくるが、人材不足の問題もある。お互いやりくりしながら、うまくやる方法はないのか。

**萱場理事長** 横串刺すということは、理想としてはそうなんだろうと考える。例えば「8050」問題は、高齢者と高齢者じゃない者、両方に課題がある。どういう形で対応していくか、いろんなところと連携していかないとできない。

**安藤理事** 人材の問題で、採用活動を共同で行うことは検討できないか。人材紹介会社を利用すると採用者年収の20%を支払わなくてはならない。登録者が採用されるとお祝い金が出るらしく、ハローワークよりも紹介会社での就職活動が増えている。介護報酬や支援費報酬が紹介会社に回ると考えるともったいない。紹介業を福祉公社がやることはできないか。

**黒竹理事** 人材派遣業的な組織を公的な形で作られたらと考えている。どこの事業所、どこの法人施設でも、人材不足で困っている。その中で、人材派遣会社や紹介会社が収益を上げている。色々と課題はあるだろうが、民間の人材派遣会社ではなく、公的な形で構築できないのか。

**千種理事** ぜひ、あったほうがいい私も社協で職員採用をやっている。応募者の中には、例えば、いろんな施設で働いてきた、社協にはタイプが違うから採用できない。でも、福祉公社や社福武蔵野だったら、向いているんじゃないかと思うことがある。もったいない。複数法人で採用面接をやったら、落とさなくて済んだかもしれない。

**中島地域包括ケア人材育成センター長** 非常にもったいない。ぜひ、人材育成センターを紹介してほしい。大きな人材バンクのようなことはやっていないが、就労の支援はしている。仕

事をしたいという方とか、事業者からの求人についての相談も受けている。場合によってはマッチングも行っている。

萱場理事長 人材派遣や紹介は料金を取らなければ登録などは必要ないのか。

中島地域包括ケア人材育成センター長 それは必要ない。

小島常務理事兼事務局長 仕事を探している方がいらっしゃれば、人材育成センターにご紹介いただく、そういったことが増えていけば、おっしゃる状況をつくれる可能性はあると思う。

黒竹理事 公社は、それなりのPRをする必要がある。求人、求職、どちらからもマッチングができる状況ができる。働き方として、正職員として働く以外に、派遣、登録など自由な時間組み立てながら仕事をしたい方がふえている。公の人材バンクのようところに登録し、派遣することも考えられる。その場合、いかに広報するかも重要になってくる。

千種理事 1日4時間、3時間というような枠で働きたい、とか。

黒竹理事 今、働き方が大分変わってきている。正職員ですと定年まで働くのではなく、それぞれの生活パターンの中で、働く時間を限っていく。

千種理事 それを組み合わせるということ。

黒竹理事 うまくコーディネートしていけば、それなりの人材が発掘できる。

小島常務理事兼事務局長 難しい部分もあるが、連絡協議会等で周知していく。

中島地域包括ケア人材育成センター長 人材育成センターのホームページには、市内外の事業者一覧があり、求人中の事業者にはマークをつけている。事業者のホームページも紹介している。武蔵野市内でやっている事業者連絡会、施設長連絡会には、毎月伺って、PRをしている。色々な方法で広報を行っているが、なかなか行き渡らず苦勞している。

萱場理事長 先ほども報告したが、全戸配布でチラシも配っているが、反応がなかなか……。

その他、報告事項1に関して理事及び監事から質疑意見はなかった。

## 日程第7 報告事項2 情報システム更新について

新谷総務課長から情報システム更新の進捗状況について、次のとおり報告がなされた。

今年度の事業計画でご説明したとおり、今年度末、導入を目指し、ネットワークシステム、インフラ、基幹システム、業務システムの更新を行っている。当初の計画では、単一ベンダーによる統合的な保守対応が望ましいとし、プロポーザルを行う予定だったが、応募事業者が集まらず、内容を変更せざるを得ない状況となってしまった。一括提案から分割提案を可能とし、

スケジュールも大幅に変更した。9月によく選定を行い、11月に着手できたところである。ネットワークシステム及びインフラ式については、結局は1社のみの提案となったが、応募条件を満たしていることから、株式会社大塚商会を採用した。人事給与、勤怠管理システムなどの基幹システムは、2社の応募があり、プロポーザルの結果、株式会社大塚商会に決定した。

ただし、ワークフローシステムは、業務改善や費用対効果が見込めなかったことなどの理由から、今回は、導入を見送ることとした。介護保険・障害者総合支援システムなどの業務システムは、3社の応募があり、プロポーザルの結果、株式会社日本コンピュータコンサルタントという会社の「介舟ファミリーfor cloud」というシステムと、訪問介護の記録システムとして、株式会社ロジックの「ケアウイング」というシステムを採用した。スマートフォンを利用して実績報告などができるシステムとなっている。登録ヘルパー全員にスマートフォンを持たせて行う予定としている。今年度のICT補助金の対象となり、助成金75万円を申請している。相談管理システムは、権利擁護センターの地域福祉権利擁護事業や成年後見事業などで導入を検討したが、現在の事業が複数多岐にわたっており、全てを網羅することはできないことから、一部のみをシステム化することでは業務改善が見込めない、また、内容に対して費用がかかり過ぎるなどの理由から、今回は導入を見合わせることにした。ネットワークシステム及びインフラ式は大塚商会しか応募がなかったこと、スケジュールが大幅におくれていることから、マネジメントと運用についてコンサルティングを依頼することとした。現在、週に1日、常駐し、事業者との折衝、プロジェクトの進行管理を行っている。このコンサルタントは、東京都の生産性向上支援コンサルティング事業から派遣された方に、引き続き、来ていただいている。ワークフローシステム、相談管理システムを見合わせたことから、費用が抑えられている。金額については、構築がほぼ終了する3月の理事会において、詳細について説明し、予算を補正する予定としている。サーバーは、都内のデータセンターに自社サーバーを置くこととした。地方にバックアップを置く予定にしている。勤怠管理システム、介護や障害システムは、クラウド上で運用されるシステムとなる。これを機会に、今回、更新の対象にしていなかった会計システムも、クラウドに運用を変更することとしている。セキュリティレベルは、現在のシステムよりも上がることになるが、適正に運用されるように、職員研修を行う予定である。

報告事項2について、理事及び監事から質疑意見はなかった。

## 日程第8 報告事項3 公益法人立ち入り検査の実施について

新谷総務課長から、12月10日に実施された東京都の公益法人立ち入り検査について、次のとおり報告がなされた。

公益法人の主務官庁から3年に一度行われるもので、今回で2回目の検査である。午後1時から4時ごろまで、東京都の公益法人担当3名が、ガバナンス、事業、財務に分かれ、担当者へのヒアリング、備え置き書類の確認、事務所の内見などを検査した。講評では、おおむね、適切に事業運営がなされている、前回、指摘された部分についてはきちんと修正されている、また、理事会などの議事録については他法人の模範となるレベルであると評価をいただいた。

指摘事項として、既に廃止となっている有償在宅福祉サービス事業の廃止届を出すなど、一部、内容が変更となっている部分について修正すること、役員の欠格事由を確認する確認書類に一部足りない文言があること、経理面で、配賦率に一部誤りがあるので修正をすること、常務理事の報酬は給与とすることなどが指摘された。順次、修正していく。

報告事項3について、理事及び監事から質疑意見はなかった。

以上をもって、議事の全部の審議を終了したので、萱場理事長は令和元年度第2回理事会の閉会を宣言した。

議事の経過及び結果を明確にするため、議長及び議事録署名人において記名押印する。

令和2年3月4日

議長（理事長） 萱場 和 裕



議事録署名人（監事） 安田 大

